

～愛西市危険空き家除却費補助制度について～

愛西市では、危険な空き家の除却を促進するために、除却工事に要する費用の一部を補助します。

◆補助対象となる空き家（以下のすべてに該当すること）

- ①愛西市内にある1年以上住居として使用されていないこと
- ②木造であること
- ③住宅地区改良法に規定する「不良住宅」に該当すること
- ④個人が所有する空き家であること
- ⑤所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空き家の除却について同意している場合は、この限りではありません。

※不良住宅：構造や設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当な住宅

◆対象となる工事

上記の空き家を含む敷地全ての建築物、工作物及び草木を除却する工事

◆補助金の額

除却工事に要する費用の5分の4又は20万円のいずれか少ない額

◆補助金を受けるためには

「空き家不良住宅判定申請書」に必要書類を添えて、愛西市都市計画課まで提出してください。市で補助対象となる空き家に該当するか現地調査を行い、補助の可否について回答します。

※市からの回答以前に除却工事を行った場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

◆留意事項

- ・建物を除却した場合、固定資産税が上がる可能性があります。
- ・除却にかかる請負契約は、補助金交付決定を受けた後に締結してください。
- ・除却後の更地は適正に管理してください。

問い合わせ先

愛西市産業建設部都市計画課

愛西市稲葉町米野308番地

TEL：0567-55-7126（ダイヤルイン）

【手続きの方法（流れ）】

